

令和6年度

工事監査報告書

世田谷区監査委員

6 世 監 第 2 2 3 号
令和 7 年 3 月 2 8 日

世 田 谷 区 議 会 議 長 様
世 田 谷 区 長 様

世田谷区監査委員	田	中	文	子
同	市	川	穰	
同	下	山	芳	男
同	高	橋	昭	彦

令和 6 年度工事監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

なお、本監査にあたっては、中根秀樹前監査委員は令和 6 年 1 1 月 3 0 日まで、市川穰監査委員は令和 6 年 1 2 月 1 日以降関与しました。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定に基づく工事監査については、世田谷区監査基準（令和 2 年 2 月 13 日監査委員決定）及び令和 6 年度世田谷区監査基本計画（令和 6 年 3 月 8 日監査委員決定）に基づき実施した。

第 1 監査の対象

令和 5 年度から令和 6 年度監査実施日までに着手、施工又は竣工した工事のうち、次の工事を監査対象とした。

- 1 件 名 世田谷区立玉川野毛町公園第 1 期改修工事
- 2 施工場所 世田谷区野毛一丁目 25 番 1 号

第 2 監査対象部

みどり 3 3 推進担当部

第 3 監査の実施方法等

1 監査委員による監査

令和 7 年 2 月 3 日

監査資料、技術調査報告等による審査、現場調査を行うとともに、関係部長等から事情聴取を行った。

2 事務局による監査

令和 6 年 12 月 10 日

工事調書、技術調査報告等による調査、検証及び現場調査を行うとともに、担当者から事情聴取を行った。

3 技術調査

令和 6 年 11 月 1 日

工事の技術面に関する調査を、公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、書類審査及び現場調査を行った。

第 4 監査の実施方針

監査の実施方針は以下のとおりとした。

- （1）区が発注した工事が適正に行われているか技術面や安全面の観点から監査を行う。
- （2）経済性、効率性、有効性に留意し、財務的な観点から監査を行う。

第5 監査の着眼点

監査の着眼点は以下のとおりとした。

- (1) 設計は、適正かつ合理的なものとなっているか。
- (2) 設計図書（図面、仕様書）及び積算は、適正かつ合理的、経済的なものになっているか。
- (3) 施工及び施工管理は、適切に行われているか。
- (4) 工事監理及び工事監督は、適正に行われているか。

第6 監査対象工事の概要

1 施設名称 世田谷区立玉川野毛町公園

2 工事概要

- (1) 所在地 世田谷区野毛一丁目 25 番 1 号
- (2) 公園面積 38,301.24 m²（既設開園区域）
- (3) 工事面積 約 5,700 m²
- (4) 契約内容

契約方法 一般競争入札（総合評価方式）

契約相手 グリーンシェルター・上保建設共同企業体

契約金額 【当初】400,400,000 円（消費税込み）
【変更】453,491,500 円（消費税込み）

契約日 令和6年6月20日

工期 令和6年6月20日から令和7年3月21日まで

3 工事の目的

世田谷区立玉川野毛町公園における、「世田谷区立玉川野毛町公園拡張事業」では、都指定史跡の野毛大塚古墳や、野球場、テニスコート、屋外プールなどスポーツ施設がある既設の開園区域と、区が国より買収して取得した国土交通省等々力宿舎跡地である隣接の拡張区域を併せて整備することとし、区は、令和5年2月に策定した「玉川野毛町公園拡張事業基本設計」に基づき、令和5年度から順次整備工事を進めている。本件工事は、このうち既設の開園区域内における北西部分において、テニスコートや多目的広場等の整備を行うことを目的としている。

4 工事内容

(1) 公園土工

小規模土工（掘削・床堀、埋戻し・盛土）、土砂運搬

(2) 公園施設撤去工

施設撤去（排水施設撤去、防護柵撤去外）、植栽撤去（高木伐採、中

低木伐採) 外

(3) 園路広場工

テニスコート(砂入り人工芝舗装(約 1,500 m²))、多目的広場(人工芝舗装(約 1,100 m²))、バスケットコート(カラーアスファルト舗装(約 450 m²)) コンクリート平板舗装(約 1,300 m²) 外

(4) 休養施設工

ベンチ(13 基)、縁台(2 基) 外

(5) 管理施設工

防球ネット、ネットフェンス、横断防止柵(52m)、防音パネル、車止め(7 基)、制札板(1 基) 外

(6) 給排水設備工

水飲み(1 基)、給水管(約 60m)、浸透枥(17 基)、透水管(約 250 m)、浸透U形側溝(約 70m) 外

(7) 電気設備工

高ポール照明(9 基)、低ポール照明(3 基)、ハンドホール(7 基)、電線管(約 730m)、時計(1 基) 外

(8) 植栽工

高木植栽(36 本)、高木移植(7 本)、中木植栽(約 600 本) 外

5 設計変更

設計変更の概要は以下のとおりである。なお、工期の変更はない。

- (1) 近隣の住環境に配慮し、テニスコート利用時の騒音を抑制するため、当初予定していた植栽等による防音対策よりも、更に効果が見込める防音パネルの設置に変更。
- (2) 工事に伴い発生した土砂等について、当初予定していた搬出先の受入れが困難となり搬出先を変更。

6 工事の特色

(1) 契約について

請負業者の選定は、価格に加えて、工事成績・技術者資格等の施工能力、地域振興等の地域貢献、労働安全衛生等について評価し、これらの評価点を合計して点数の高い業者を落札者とする一般競争入札(総合評価方式)により落札者を決定している。

(2) 環境への配慮

雨水の流出抑制を図るため、浸透枥、浸透U字溝、浸透管、透水性舗装等により、公園内での雨水浸透を図っている。テニスコートの下部には碎石貯留層を設け、雨水を貯留・浸透させている。また、人工芝から出るマイクロプラスチックが下水道へ流出することを防止するため、雨水枥やU字溝にマット、フィルターを設置している。

近隣住宅への視線やプライバシーに配慮し、敷地境界部には常緑樹による緩衝帯を設けるほか、ベンチ等の休憩施設は周辺住宅から距離を取った配置としている。近隣住民よりテニスコートに関する防音対策の要望があり、植栽等による防音対策から、防音パネルの設置に変更した。

(3) 樹木について

既存樹木について、倒木の恐れがある樹木、生態系等に被害を与える恐れのある外来種、移植に耐えられない一部の老齢木や大木等を除き、できる限り保全及び移植している。樹木の安全対策として、目視による点検によって、枯れ、キノコ等の腐朽菌の有無、支柱の設置状況について確認し、老齢化や腐朽が進んでいる樹木は、樹木匠による目視点検や専用機器を用いた精密診断を行い、診断結果に応じて伐採や植え替えが実施された。

また、樹木の下に設置するベンチなどは、根を避けるよう現地で設置場所を確認して施工者に指示を出している。また、新たに植樹する樹木は、現場で位置や向きを調整しながら決定された。

(4) 省エネルギーへの配慮

園内の照明は、LED照明を使用し、発災時の避難に備えて太陽光発電による照明も配置している。

(5) ユニバーサルデザインへの配慮

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の施設整備マニュアルに基づき施設整備を行い、出入口の幅員 1.2m 以上、車止め間隔 0.9m 以上、園路幅員 1.8m 以上、ベンチの腰掛板 40～45cm、サインの視線高の中心 1.25m 等、誰もが利用しやすい施設としている。

7 関連する主な委託契約の概要

委託年度	委託内容	受託者	契約金額
令和3年度	拡張事業設計及び住民参加 検討外業務委託（その1）	玉川野毛町公園パートナーズ 特定委託共同企業体	¥69,729,000-
令和4年度	拡張事業設計及び住民参加 検討外業務委託（その2）	玉川野毛町公園パートナーズ 特定委託共同企業体	¥93,184,000-
令和5年度	拡張事業設計及び住民参加 検討外業務委託（その3）	玉川野毛町公園パートナーズ 特定委託共同企業体	¥90,276,000-

※上記委託は、事業区域全体（拡張区域及び既設開園区域）についての業務である。

第7 技術調査の結果

公益社団法人大阪技術振興協会へ委託した技術調査では、世田谷区立玉川野毛町公園第1期改修工事は、「特に指摘する事項はなし」とされた。なお、技術調査の結果、次のような意見があった。

本件工事における、契約、施工に関する関係資料は正確、かつ整然と分かり易くまとめられており、本件工事について、法令及び基準、規定に基づき適正に契約がなされ、品質が確保されながら工事の進捗が図られていることが確認できた。工事現場は、供用されている開放区域とは柵で仕切られ、離隔距離が十分取られた中で重機が整然と稼働しており、危険や支障を感じることはなく、安全管理が適切になされていた。しかし、事故は思わぬ状況のなかで発生するものであり、今後とも「安全第一」で工事を進めていただきたい。

本件工事は、世田谷区立玉川野毛町公園の既設の開園区域を改修する工事であるが、隣接する拡張区域での工事を含め、世田谷区立玉川野毛町公園全体の完成時には、等々力溪谷とつながる魅力ある公園となることが期待される。また、既設開園区域の北東部では、P a r k - P F I による公園運営の外部委託制度を活用して、民間事業者による飲食物販等の便益施設を誘致する予定であり、官民連携による公園の魅力向上も期待される。世田谷区立玉川野毛町公園の整備にあたっては、100 年後も地域に愛される公園を目指した区民による公園づくりを継続できるよう、地域との基盤づくりにも努められたい。

世田谷区立玉川野毛町公園では、「玉川野毛町パークらぼ」と呼ばれる、公園づくりから維持管理までを、区民が協働で果たす取組みに期待が寄せられている。公園づくりのコンセプトブックやデザインコードもまとめられつつあり、世田谷区立玉川野毛町公園をめぐる活動が永続的なものとなることを期待する。

第8 監査の結果

監査の結果、世田谷区立玉川野毛町公園第1期改修工事（世田谷区野毛一丁目25番1号）については、概ね適正に行われていると認められた。

本件工事においては、施設の配置や園内通路の配置、樹木等の配置も適切に設計され、環境面においても、雨水の流出抑制や、人工芝から流出するマイクロプラスチック対策、近隣への防音対策等、様々な配慮がなされていた。今後区が実施する他の公園整備においても、敷地の状況や設置する施設、近隣との関係等にあわせ、適切な設計になるよう配慮されたい。

また、本件工事現場については、工事中の施工区域内の安全管理は的確になされており、施工区域は一般の公園利用者が立ち入らないよう、柵を設置し、開放区域とは明確に区分され安全が確保されていた。また、近隣住民が公園内を日常のルートとして歩行、自転車利用しているため、

改修工事によって通行を阻害することのないよう近隣住民への利便性にも配慮されていた。工事で使用する材料、資機材については、整理整頓が行き届いた状態で工事が進められ、工事車両搬入口では、警備員を適切に配置し、安全確保がなされていた。

区が実施する工事の施工にあたっては、今後とも、安全面や近隣への配慮等について、施工業者に対し適切な指示、監督を行うとともに、区としても安全管理に努め、本技術調査の結果を活かしながら、工事の施工にあたられたい。

第9 意見

監査の結果は上述のとおりであるが、今後の工事に資するため、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき、監査の結果に添えて次のとおり意見を述べる。

区では、みどりの将来像「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」の実現を目指して、区制 100 周年となる令和 14 年にみどり率を 33%とする目標「世田谷みどり 33」を掲げ、みどりを守り、増やすことに取り組んでいる。「世田谷みどり 33」を踏まえて、区は、平成 30 年に「世田谷区みどりの基本計画」を策定し、みどりの保全・創出、公園・緑地の整備等を計画的に進めている。

公園・緑地は、公共空間として、また、みどりの拠点として、都市環境の改善、健康・リクリエーション、自然的環境の保全、地域コミュニティの醸成、景観形成、防災など、多様な機能を有し、区民生活にとって重要な施設となっている。区においては、世田谷区立公園条例に基づき、区民 1 人当たりの都市公園面積の目標を 6 m²とし、これを確保するため、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間で、都市公園、区立公園、緑地及び身近な広場の面積をあわせて、40ha を増やすことを掲げ、これまで整備を進めてきた。公園・緑地の整備は、費用や効果を踏まえ、計画的に着実に推進していくことが重要である。

世田谷区立玉川野毛町公園の整備においては、区は、地域住民や公園利用者に親しみのある公園とするため、シンポジウム、現場見学会、ワークショップ等の様々な機会をつくり区民との意見交換を経て、「玉川野毛町公園拡張事業基本計画」を策定した。その後、「玉川野毛町パークらぼ」による区民協働の取り組みによって「玉川野毛町公園拡張事業基本設計」を取りまとめた。計画、設計段階から積極的に区民参加を進め、地域ニーズを反映させた公園づくりのプロセスを大いに評価する。また、将来にわたり、地域に親しまれ活用される公園であるためには、公園整備後においても、区民とともに、公園を管理運営していくことが重要となる。そのために、整備後の管理運営に関し、区、区民、関係するステ

ークホルダーなどとの参加と協働の方策について、引き続き検討を進めていくとともに、便益施設の誘致についても努力されたい。そして、世田谷区立玉川野毛町公園が、東側に位置する等々力溪谷公園との連続性を活かした、ポテンシャルの高い公園となるよう取り組まれない。

区においては、安全で快適な区民生活を支えるために、引き続き、みどりの保全・創出の取組み、公園・緑地の計画的な整備を進め、「世田谷みどり33」の実現に努められたい。